

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画案

益 田 市

1 促進計画の区域

促進計画の区域は、別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 市街近郊地域（益田地区・吉田地区・高津地区）

①現況

本地域は、一級河川高津川及び二級河川益田川が形成する益田平野を基盤とした本市の中心市街地としての機能を有しており、農業をはじめとした各種産業や商工業の物流の主軸となる地域である。

近年の高津川左岸畑地総合整備事業及び団体営ほ場整備事業を中心とした土地改良事業は、本地域農業に近代化と効率化をもたらし、また、都市化の進展に伴い、農業経営にはより高い生産性が求められるようになり、本市の振興作物であるメロン・トマトなどを中心に近代的施設園芸による土地集約型農業経営が積極的に展開され、育苗施設等の試験研究機能の拡充とともに県下有数の野菜団地へと発展した。後継者への継承も比較的円滑に進み、今後も野菜生産団地としての産地確立が期待されている。

一方、都市化の進展に伴う住宅地及び商工業地等の土地需要の影響から、開発により農地は減少傾向にある。また、本市の産業構造の実態を鑑みても、今以上の経営規模拡大は困難な状況にある。

今後は、全国的に急激な人口自然減が予想されることから、これに対応する均衡のとれた都市構想や、市街近郊の自然環境を含む良好な都市景観などの生活環境上付加される価値に配慮しながら、土地の量的な調整と効率的な利用を実現していくことが求められており、既存農地の確保と保全は重要な課題となっている。

②目標

①を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進するよう働きかけることとし、農地の適切な維持管理による現況農地の保全と、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、本地域農業の有する多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(2) 平野部農業地域（安田地区・鎌手地区・豊田地区・中西地区・小野地区）

①現況

本地域は、高津川流域及びその支流、並びに日本海沿岸に広がる水稻を基幹作物とした農業地帯であり、大豆や施設園芸などの転作を含めた品目横断的経営がなされている。特に、高津川右岸には豊田地区を中心に150haを超える農業団地を有

し、本市最大の農業団地が形成されている。また、施設園芸においては、養液栽培技術の導入により生産性の高い農業経営が可能となり、県内の一大産地になりつつある。さらに、中核農家や認定農業者を中心とした組織化が進み、複数の農業法人による充実した農地集積が図られ、それらが地域農業の担い手として地域経済をけん引する役割を担っている。

その一方で、全国的に進む過疎化や高齢化、あるいは混住化といった動向は本地域も例外ではなく、特に高齢化や混住化の進行に伴う担い手不足は、遊休農地の増大、または開発による農地の減少につながることも懸念されている。

今後は、意欲ある担い手への効率的な農地集積を促し、品目横断的農業など地域農業の特色を活かした安定的経営へ着実につなげていくことなどにより、喫緊の課題に対応することが求められている。

②目標

①を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号から第3号に掲げる事業を推進し、農地の適切な維持管理による現況農地の保全と、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することで担い手育成と安定的経営を促進し、また、生物多様性を保全することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(3) 中山間地域

(種地区・北仙道地区・豊川地区・真砂地区・高城地区・二条地区・美濃地区・二川地区・都茂地区・東仙道地区・匹見上地区・匹見下地区・道川地区)

①現況

本地域は、高津川及び益田川をはじめ、市域の山間部を流れる各河川の中・上流域沿岸に位置する、水稻や施設野菜を基幹作物とした農業地帯である。一部の土地改良事業実施区域を除き、地理的な制約から利水環境の悪い棚田状の耕地が大半を占めており、農地利用の汎用性が低いなどの経済上不利な条件を有している。

その一方で、自然景観や観光面での地域資源が農村風景と溶け合うことで美しい農村景観を形成しており、市外から訪れる観光客の評価も高い。このような都市間文化交流面での価値や、上流域の豊かな自然環境が下流域の都市部の生活環境を支えているという観点から、近年、本地域の農地や農業の価値が多面的機能を有するものとして再評価されるようになっている。

地域内の集落では、寒暖の日変化や豊富な草地などの地理的特性を活かした農畜産業と、その加工を生業とした、特色ある農業経営が積極的に展開されており、生産から加工、販売までを視野に入れた複合的な経営を行うものも多く見られる。近年は、土地改良事業実施区域を中心に生産組織や農業法人が設立され、地域農業の担い手として地域経済をけん引する役割を担っている。また、美都町の柚子栽培や匹見町のわさび栽培など、農業を核に付加価値の高い特産品や地域ブランドを開発し、あるいは6次産業化を図るなど、地域産業興しの拠点的地位を確立しつつある集落も見られる。

しかしながら、高齢化・離農に伴う耕作放棄地の増大と荒廃化は著しく、地域生活を脅かすほど深刻化しており、市街地域住民を含めた本市全体の損失につながりかねないものと懸念されている。

したがって、本地域にとって農業が地域経済の原動力であることや、農地の持つ水源涵養機能や自然環境と景観が併せ持つ保全機能などの多面的価値に着目し、継続的な生産性の向上に併せて合理的・効果的な農地保全と土地利用を図ることが急務となっている。

②目標

①を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号から第3号に掲げる事業を推進するよう働きかけることにより、農村環境が有する多面的価値の保全と特色ある農業経営の向上を図ることとする。具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において地域の共同活動に係る支援を図り、法第3条第3項第2号に掲げる事業において農業生産活動の継続的な実施を図るものとする。併せて、法第3条第3項第3号に掲げる事業において地球温暖化防止や生物多様性を保全することで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(4) 国営総合農地開発事業造成地域

(益田地区・吉田地区・安田地区・小野地区・中西地区・北仙道地区の各一部)

①現況

本地域は、国営総合農地開発事業により開発された420haの面積を有する広大な農業地域であり、果樹や野菜、畜産等が積極的に展開される、本市の農業における一大拠点である。地域内には、資源循環型農業及び環境保全型農業の基軸である

「益田市堆肥センター」が、また、農業技術研究施設としての基幹である「益田市新アグリセンター」が、それぞれ設置されるなど、本地域は高度な生産技術の開発と普及の両面を有する、本市農業振興の中心的役割を担っている。

本地域では、ぶどう・西条柿・メロン・トマト・ケールなどの生産が企業体や各種生産組織により大規模に経営されているほか、県下最大の有機農業実施面積を有することから、全県的な農業拠点にもなっている。

このように、農業に特化した地域構造を形成しているものの、近年、労働者の高齢化や後継者不足から、継続的な農業経営が困難になる事例が見られ、優良農地の荒廃化や地力低下が懸念されるようになった。

こうした課題に対応するため、地域を構成する各々の専門性を発揮し、地域を挙げた共同的取組みを強化するほか、「益田市堆肥センター」を活かした有機物の投入による積極的な土づくりなど、拠点的農地の保全管理に努めていく必要がある。

②目標

①に挙げた課題に対応するため、本地域では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進するよう働きかけることとし、農地の適切な維持管理による優良農地の保全と農業拠点としての機能維持を図る。また、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することで地球温暖化防止や生物多様性を保全し、本地域農業の有する多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内において、その実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項は、次表のとおりとする。

実施を推進する区域		実施を推進する事業
①	市街近郊地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	平野部農業地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	中山間地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
④	国営総合農地開発事業造成地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において、特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、次のとおりとする。

（1）対象地域及び対象農用地

①対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次の（ア）の指定地域のうち（イ）のいずれかの要件を満たす農振農用地区域内の農用地及び地域計画の区域内であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

さらに、一団の農用地において田と田以外が混在し、全てが田の傾斜基準を満たしている場合には、当該一団の農用地について、協定の対象農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。

なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

（ア）対象地域

地域振興立法9法指定地域のうち、過疎地域自立促進特別措置法による指定地域（益田市全域）

（イ）対象農用地

(a) 急傾斜農用地について

急傾斜農用地は、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上の農用地とし、勾配は団地の主傾斜により判定を行う。ただし、団地の一部が当該主傾斜を下回った場合でも、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(b) 自然条件による小区画又は不整形な田。

(c) 市長の判断によるもののうち、緩傾斜農用地について

緩傾斜農用地は、田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満を対象とする。

(2) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域計画に地域内の農業を担う者として位置付けられた者など、地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

(3) その他必要な事項

①土地改良通年施行に係る事業の概要

集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を通年施工により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。

②その他、必要な事項はその都度定める。